

確定稿

第7回  
朝霞市総合計画審議会議事録

令和2年8月5日

政策企画課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

|                    |  |  |
|--------------------|--|--|
| 会 議 の 名 称          | 第7回 朝霞市総合計画審議会   |  |
| 開 催 日 時            | 令和2年8月5日（水）<br>午前10時00分から<br>午後 0時10分まで                  |  |
| 開 催 場 所            | 朝霞市民会館 3階 会議室 梅  |  |
| 出 席 者              | 別紙のとおり   |  |
| 会 議 内 容            | 別紙のとおり   |  |
| 会 議 資 料            | 別紙のとおり   |  |
| 会 議 録 の<br>作 成 方 針 | <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 |  |
|                    | <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録            |  |
|                    | <input type="checkbox"/> 要点記録                            |  |
|                    | <input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）               |  |
|                    | 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間                          | <input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去<br><input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月 |
|                    | 会議録の確認方法 委員全員による確認                                       |  |
| そ の 他 の<br>必 要 事 項 | 傍聴者 4人   |  |

第7回

朝霞市総合計画審議会

令和2年8月5日(水)  
午前10時00分から  
午後0時10分まで  
朝霞市民会館3階 会議室 梅

1 開 会

2 議 事

(1) 第5次朝霞市総合計画後期基本計画(素案)について

・第4章 環境・コミュニティ

・第5章 都市基盤・産業振興

・第6章 基本構想を推進するために

3 そ の 他

4 閉 会

---

出席委員(14人)

|       |                 |         |
|-------|-----------------|---------|
| 会 長   | 知識経験を有する者       | 中 村 年 春 |
| 副 会 長 | 市内の公共的団体の役員及び職員 | 鈴 木 龍 久 |
| 委 員   | 市の議会の議員         | 黒 川 滋   |
| 委 員   | 市の議会の議員         | 田 辺 淳   |
| 委 員   | 市の執行機関の委員       | 齊 藤 義 之 |
| 委 員   | 市の執行機関の委員       | 平 木 倫 子 |
| 委 員   | 市内の公共的団体の役員及び職員 | 小 林 光 夫 |
| 委 員   | 市内の公共的団体の役員及び職員 | 松 尾 哲   |
| 委 員   | 知識経験を有する者       | 小 澤 隆   |
| 委 員   | 知識経験を有する者       | 星 野 敦 子 |
| 委 員   | 公募市民            | 池 田 悦 子 |
| 委 員   | 公募市民            | 島 根 道 子 |

|   |   |      |         |
|---|---|------|---------|
| 委 | 員 | 公募市民 | 大 門 一 幸 |
| 委 | 員 | 公募市民 | 平 井 昭 南 |

欠席委員（6人）

|   |   |                 |         |
|---|---|-----------------|---------|
| 委 | 員 | 市の議会の議員         | 山 下 隆 昭 |
| 委 | 員 | 市内の公共的団体の役員及び職員 | 伊 藤 博 行 |
| 委 | 員 | 市内の公共的団体の役員及び職員 | 高 橋 健 治 |
| 委 | 員 | 知識経験を有する者       | 白 井 康 之 |
| 委 | 員 | 知識経験を有する者       | 水 村 容 子 |
| 委 | 員 | 公募市民            | 小 川 和 世 |

|   |   |   |                |         |
|---|---|---|----------------|---------|
| 事 | 務 | 局 | 市長公室長          | 神 田 直 人 |
| 事 | 務 | 局 | 政策企画課長         | 永 里 孝 太 |
| 事 | 務 | 局 | 同課課長補佐         | 櫻 井 正 樹 |
| 事 | 務 | 局 | 同課政策企画係長       | 松 尾 賢 治 |
| 事 | 務 | 局 | 同課同係主査         | 吉 田 京 介 |
| 事 | 務 | 局 | 副審議監（危機管理担当）   | 田 畑 善 伸 |
| 事 | 務 | 局 | 危機管理室長         | 又 賀 俊 一 |
| 事 | 務 | 局 | 市民環境部次長兼産業振興課長 | 太 田 敦 子 |
| 事 | 務 | 局 | 福祉部参事兼福祉相談課長   | 佐 藤 元 樹 |
| 事 | 務 | 局 | 学校教育部次長兼教育総務課長 | 斎 藤 勉   |
| 事 | 務 | 局 | 都市建設部次長兼開発建築課長 | 村 沢 敏 美 |

## 資料一覧

- ・朝霞市総合計画審議会（第7回）次第
- ・資料7-1 事前質問一覧（第7回総合計画審議会）
- ・参考資料1 第5次朝霞市総合計画後期基本計画の策定に向けた  
分野別市民懇談会の案内チラシ
- ・参考資料2 青少年の声を聴く機会の実施について
- ・資料6-1 第5次朝霞市総合計画後期基本計画（素案）施策シート
- ・資料6-2 差替版  
第5次朝霞市総合計画後期基本計画（素案）施策体系  
～前期基本計画からの修正箇所～
- ・資料6-4 第5次朝霞市総合計画後期基本計画 序論（案）
- ・資料7-2 事前質問一覧追加（第7回総合計画審議会）
- ・資料7-3 審議会（第6回、第7回）事後質問について
- ・田辺委員からの資料

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### ◎1 開会

#### ○事務局・吉田主査

皆様、おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、朝霞市総合計画審議会第7回の会議を始めさせていただきたいと思えます。

政策企画課の吉田と申します。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

まず、本日の開催に当たりまして、現時点で14人の方の御出席をいただいております、6人の方につきましては、まだいらっしゃっていただけていない状況でございます。

議事に入る前に、まず、資料の確認をさせていただきたいと思えます。

まず、事前配付でお配りさせていただいております資料につきましては、資料7-1、事前質問一覧（第7回総合計画審議会）。続きまして、参考資料1、第5次朝霞市総合計画後期基本計画の策定に向けた分野別市民懇談会の案内チラシ。参考資料2、青少年の声を聴く機会の実施についてです。

また、本日机上に配付したものとしましては、資料7-2、事前質問一覧追加（第7回総合計画審議会）。資料7-3、審議会（第6回、第7回）の事後質問についての資料となっております。

以上、申し上げました資料につきまして、机におそろいでしょうか。

また、本日、田辺委員から資料の提出がございましたので、配付をさせていただいております。

こちらにつきましては、後ほど委員より説明をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

なお、本日は、職員の検討組織でございます庁内検討部会から、総務部会、市民環境部会、健康・福祉部会、教育部会、都市建設部会から、職員が同席をさせていただいております。

また、事務局からのお願いとしまして、会議録を作成する都合上、御発言をいただく際には、まず挙手をしていただき、会長から御指名をいただけてからお話させていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症の感染防止ため、マイクは使用いたしませんので御了承いただきたいと思います。

それでは、中村会長、よろしくお願ひいたします。

#### ○中村会長

皆様、おはようございます。

漸く夏本番というような気候となって、暑くなってきましたが、皆様にはお変わりございませんか。ただいま事務局からもありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大で、皆様も日常生活で大変な思いをしているのではないかと思います。そのような状況にもかかわらず、前回に引き続き本日もまた、このように早朝から会議に御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

時間も限られておりますので、挨拶はこの辺りにして、早速、議事へ入っていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず審議に入る前に、この会議は、市政の情報提供及び審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、原則公開と決まっております。傍聴要領に基づき、傍聴を許可したいと思います。事務局にお伺いします。本日の傍聴希望者は、何人いらっしゃいますか。

○事務局・吉田主査

ただいまのところ、4人いらっしゃいます。

○中村会長

事務局からの御説明では、本日は、4人の方が傍聴を希望しておられるということです。それでは、どうぞ会場へ誘導してください。

(傍聴者入室)

なお、会議の途中でもし傍聴希望者が新たに現れるようでしたら、傍聴要領に従って傍聴を許可しますので、どうぞ御了承ください。

◎2 議事(1) 第5次朝霞市総合計画後期基本計画(素案)について

- ・第4章 環境・コミュニティ
- ・第5章 都市基盤・産業振興
- ・第6章 基本構想を推進するために

○中村会長

それでは、傍聴希望者も席に着かれたので、早速、審議に入りたいと思います。

本日は、第7回の審議会となるわけですが、前回の第6回審議会では、第5次朝霞市総合計画後期基本計画(素案)の第1章から第3章までに関して、委員の皆様から御意見を頂戴いたしました。本日は、残りの第4章から第6章までを中心に、委員の皆様から御意見、御質問等を頂戴したいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事(1)の「第5次朝霞市総合計画後期基本計画(素案)について」、第4章から順次、事務局から御説明をお願いいたします。

○平井委員

いいですか。

○中村会長

平井委員、事務局からの説明が終わってからでよろしいですか。

どうしても今でないと駄目ですか。

○平井委員

今日は、第4、5、6やりますね、1、2、3のところを前回やりましたよね。それを私、前の段階である疑問をここで提起したんですよね。いろいろ案が出たんですけれども、そのあと、いろいろ考えまして、いろいろ資料を見まして、勉強し直したんですよ。そうしたらね、やっぱり私の対極論は正しかったんですよ。あの会議で申し上げたとき、話して哑然としたことがあるんですよ。社会保障制度というものをこのメンバーでも相当認識の差があるなと思ったんですよ。社会保障政策というのは、今は国の根幹ですけれどもね、それをこのメンバーで認識のずれがあると、その認識のずれのまま検討に入る。これでは前向きないい案が出ないですよ。そうじゃなくて、だからその認識を統一した上で議論をしませんと、いい案が出ない。だから、今日のこの会議で最後の5分でも結構ですから、そこを5分いただきたいんですよ。もう一度皆さんと御意見を頂きながらやった方がいいんじゃないか。そうしませんと、この社会保障というのは、広い範囲で関係してくるんですよ。

○中村会長

平井委員、おっしゃりたいことの主旨は分かりましたので、議事を進めます。

○平井委員

よろしいでしょうか。

○中村会長

最後に時間を確保するように努めますので、そのときをお願いいたします。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局・吉田主査

私の方から議事（1）の後期基本計画の素案につきまして、御説明差し上げます。

まず、後期基本計画の素案につきましては、本日は第4章から第6章につきまして、御審議の方をいただきたいというふうに考えております。

資料につきましては、前回使用しました資料6-1の施策シートを基に本日御審議をいただくような形となります。

また、本日お配りさせていただいております資料7-2、事前質問一覧追加につきましては、回

答期限後に頂いた資料があったため、回答が用意できておりませんが、資料として配付をさせていただきます。

なお、後期基本計画（素案）につきましては、限られた時間で審議、御意見を頂戴していることから、時間の都合上、本日御提出できなかった御意見等につきまして、本日の審議会後に改めて事後質問の機会を設けた上で御意見の方を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。詳細は後ほど御説明させていただきます。

○事務局・永里課長

前回の審議会でご意見をいただきました、施策の中柱に設定をしている指標につきましては、内部調整等を含めてですね、現在検討をしているところです。とは言ってもですね、策定のスケジュールもございますので、対応につきましては次回の審議会までの間に委員の皆様にはお示しをさせていただいて、そこで少しやり取りをできればというふうに考えております。

いずれにしても、前回、それから今回ですね、委員の皆様から頂いた指標についての御意見については、それを生かせるように今後進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。

○中村会長

吉田主査、永里課長、ありがとうございます。

それでは、田辺委員から別件で資料の提供があります。この資料について、これを詳細に御説明いただくとかなりの時間を要することになると思いますので、この資料の趣旨について、田辺委員、手短かに御説明をお願いできますか。

○田辺委員

今回は9枚程度ございます。前回は出させていただきましたが、趣旨としては、今最後に事務局から御説明いただいた指標に関して、真ん中の部分で大体赤い字で書いてあるのが指標だと思いますけれども、右側の小柱の事務事業に移管した方がいいような指標が施策の真ん中の指標にかなり記載されていると。随分細かい指標であって、もう少し施策全体を評価するような指標に変えた方がいいのではないのかと。

その例としてね、例えば今回で言うと、資料6-1のページで言うと、基本計画（素案）の施策シートの101ページに、指標が景観の満足度。私が出したものでいくと、4枚目のほぼ真ん中に景観の満足度というのがありますが、（市民意識調査により）というふうに付けましたけれども、市民意識調査をやっているものもあるし、具体的に調査をかけていないものもあるというのが今まで部署ごとにそれぞれ異なりまして、そこをもう少し、全ての施策にわたってそれぞれの部署ごとに市民意識調査をやっていただくと。年度ごとにね。それがこの施策評価につながっていくような

ね、形をとっていくのが一番妥当な在り方ではないかと思います。

○中村会長

田辺委員、ありがとうございます。

田辺委員からの御指摘については、もちろん、この審議会でも検討いたしますが、事務局においても、このような御意見を踏まえて、少し検討をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

永里政策企画課長、お願いします。

○事務局・永里課長

事務局から補足でございまして、今、田辺委員の方でも触れていただいたんですけども、今日は第4章から第6章の部分は、資料の6-1については、69ページからになっておりますので、よろしく願いいたします。

○中村会長

永里課長、ありがとうございました。

それでは、委員の皆様には、前もって資料にお目通しいただいていると思いますので、早速、御意見、御質問を頂戴いたします。

どうぞ、どなたか、お願いいたします。

黒川委員、よろしいですか。

○黒川委員

第4章ですよね。84ページで、町内会、自治会につきましては、私も一生懸命頑張っていますし、こんな感じでどうかなという感じがするんですけども、特に84ページの市民活動の支援ということで、この市民活動支援センターがあるからそれでいいという話ではないと思っておりまして、変な言い方をすると、団体を作ると補助金が出るので、団体数は増えていくけれども、その中身の運営の担い手をどうやって育てるかとか、その担い手を育てるための職員のノウハウとか、その辺りを少し踏まえて、活性化するような市民活動支援センターなり、あるいは公民館事業を活性化するなり、そういうことが必要なのではないかと思います、どうお考えでしょうか。

○中村会長

器があっても中身がなければ、意味がありませんね。

如何でしょうか。事務局から、どなたか御回答いただけませんか。

神田市長公室長、お願いいたします。

○事務局・神田市長公室長

御指摘いただいた第4章の「環境・コミュニティ」の市民活動というところですね。往々にし

て、既存の活動を中心に整理されておりますので、少し発展的に市民活動といっても、お話があるように、生涯学習の活動だったり、市の活動だったり、多岐に及んでいることもあってですね、それらの活動の支援もそうなんですけれども、情報収集であったり職員の能力開発であったり、そういったものも含めてですね、課題の一つとしての御指摘は十分承知しておりますので、部会に戻ってテーマとして預けたいと思いますし、御意見として承りたいと思います。

○中村会長

神田公室長、ありがとうございます。

まだ報告書から計画書への段階で、内容が十分把握し切れていない部分もあると思います。市民活動組織についても、様々な市民活動団体があるとは思いますが、中間支援を行っている組織ほどの程度あるのでしょうか。市民活動センターでは情報を集約しているのでしょうか、いきなりだと少し入りづらいところがためられます。もちろん、市では、その種の情報はおおよそ把握していると思いますので、それらの情報をタイムリーに提供、発信するような機会があってもよいのではないのでしょうか。私も随分長いこと市民活動団体に関わっていますが、組織の運営に欠かせないのが、俗にいうヒト、モノ、カネ、プラス情報です。とりわけ、中間支援組織としてそれらを確保するのが大変厳しい状況にあります。それと、組織の担い手が高齢化してきて、世代交代が求められています。しかしながら、次の担い手がうまく育っていない状況が見て取れます。当然ながら、世代交代がうまくいかないと、折角の良い組織も持続性が確保できません。実はそのようなことを上手にコーディネートするのが地域におけるコーディネーターの役割であり、あるいはワークショップ等をうまく取り仕切るファシリテーターなどで、このような人材を地域でしっかり育てていかないと、その地域における市民活動は活性化しないし、市民活動団体はだんだん衰退していきます。そして、このようなことを組織の活動目的としているのが、周知のとおり中間支援組織としてのNPO法人などです。中間支援組織への支援が必要とされています。私も今後の動向に少し注目していきたいと思います。

他に、どなたか、いかがでしょうか。

平井委員、お願いします。

○平井委員

75ページ。ごみ処理というところがありますね。分かりましたか。ごみ処理ですけれども、こういう問題が今あります。分かりやすく言うと、私は朝霞市の幸町にいます。幸町に外国人がたくさん住むアパートがあり、ごみ分別ができていません。それで私は、そういう実情を見て私はいつも整理していきまして、リサイクルセンターからごみ分別の日本語表示はありますけれども、外国語標示がなかったものですから、取り寄せたんですね。それが分かるように標示しました。それでも

まだまだ駄目でして、分別ができておりません。朝霞市の外国人って、どれぐらいいますか。4,000人ぐらいいますか。3,000人ですか。増えているはずですよ。これから朝霞市も増えてきますから。地域のコミュニティといっても、ごみ処理問題が一番難しいところなんです。私は片言の英語でやってるんですけども、なかなかごみ処理は、日本人がごみ処理をしようとしても理解できない部分が、ごみ処理分別があるんですよ。それをどうにかできないかというのが、今まで私は、できるだけやってきているんですけどもね、その問題は外国人のアパートですから、普通は外国人とオーナーと契約があるんですよ。普通はね、アパートに入るときにはオーナーとの契約はどうなっているの。普通の場合は、規定事項があって回るように出来ていますが、外国人の場合は、そのオーナーが東京にいるんですよ。だから連絡がつかない場合があります。だから徹底が難しいわけです。だからオーナーがいて、その下で取りまとめる外国人がいて、そのアパートの相手も外国人。オーナーの間にワンクッションあってオーナー。オーナーには連絡がつかない。この辺りが一番問題です。私、ごみ処理の人にも、どうして、こういう問題があるのに市に言わないのですかと聴きました。問題は、ごみ処理の人が一番大変な苦勞をしているはずですよ。これをやるにはどうしたらいい。そしたらごみ処理の方は、市には言いませんと言っている。市から圧力掛けてやっているのかなと思って。一番いいのは、ここに書いてある、市民と事業者と行政の三者が協働でやって、規程のいいものを作ればいいのかと思っています。私の結論は、オーナーの責任を条例化できないかと思っています。責任ね、オーナーが全ての住民に分別させる責任を持つというような契約条項に変えないと無理だと思います。そういう方向に持っていかないと、これから外国人がますます増えますから。

もう一つ、日本で一番外国人が多い町というのは、埼玉県の川口市です。川口市というのは、いろいろ多文化があるから、いろいろ規定を作っているようですけども、そういうものも参考にしながら、これから外国人が多くなりますので、そういうところを改善していったらいいのではないのでしょうか。それが一つ。以上です。

○中村会長

平井委員、ありがとうございます。

ただいまの御意見について、事務局から何かありますか。

太田市民環境部次長、お願いします。

○事務局・太田市民環境部次長兼産業振興課長

市民環境部会の方から参りました。私、産業振興課ですけども、市民環境部会の方に資源リサイクル課も入っております。ごみの関係につきましては、特に外国人の問題、今、平井委員がおっしゃったように、非常に地域でお困りの方がいるということも多々情報入るようでございます。担

当課としては多言語化を充実して、特に外国人の方、今いろんな国から国籍が、昔は中国とか韓国の方が多かったようなのですが、今はベトナムであったり、南米であったり、非常に多くの国から日本にいらっしゃっています。ただ、地域でそういった大変なこともあるでしょうけれども、やはりコミュニティの問題にもつながるんですけれども、地域でそういう、ごみの収集なども地域の方が教えて下さって、うまくできたという事例もあるようでございますので、私どもは多言語を充実させたり、今、平井委員がおっしゃるように不動産会社ときちんと連携をして、皆さんのマナーを守っていただくような計画も進めてまいりたいと考えております。貴重な御意見、オーナーへの力を強めるという、そういった方向もですね、今後検討していきたいと思っています。

○中村会長

平井委員、どうぞお願いします。

○平井委員

朝霞市長がこの会議に期待することは、長期計画ということと、もう一つは、実効性のあるものを作ってくださいと、実効性。計画の計画はいりません。実効性のあるものにしてください。これは大前提です。これ全てのことで、最後のところを曖昧にすると実効性がなくなりますから、実効性がないものというのは、役所が一番苦勞すると思います。だから、市長のおっしゃるとおりですよ。単なる計画なら誰でもできますけど、実効性のあるものをやるということ、よろしく願います。

○中村会長

平井委員、ありがとうございました。

松尾委員、お願いします。

○松尾委員

80ページの関係なのですが、自治会・町内会は、朝霞市の発展にとって大切な組織であるという認識があるかと思うのですが、加入率が40パーセントを切るような状況にあります。連合会といたしましても、加入促進運動ですとか、町内会そのものの在り方も、いろいろと模索しているわけですが、右肩下がりであると。県内最低と言っても仕方がないのですが、隣の和光市と、その次にくるのが我が朝霞市なんですね。ですから、住民はともかくとして、とにかく必要な組織というのであれば加入率を上げていきたいと思ひますし、そういったことを必要か必要ではないかも含めて、町の発展に必要なのか必要ではないのかも含めて、皆で議論する場を設けるような方向をとっていただけると有り難いなと思ひます。

○中村会長

松尾委員、ありがとうございました。

これといった決め手がなかなか見つからない問題、状況ですね。自治会、町内会への住民の加入率を増やし、コミュニティを再生すると言ったら、少し格好いいのかもしれませんが、どういう手立てを講ずれば、それが達成できるのでしょうか。妙案はありませんかね。

事務局、何か良い案がありますか。如何でしょうか。

○松尾委員

事務局に答え求めているわけではなくてですね。

○事務局・神田市長公室長

でも大事なことなので。

○中村会長

神田市長公室長、お願いします。

○事務局・神田市長公室長

本当に長いこと、このテーマに取り組んできておりまして、私も直接担当もやっておりましたので、避けて通れないテーマでございます。やっぱり今、松尾委員からお話があったように、いろいろ模索しておりますけれども、個々の関係者だけで話しているということでは、なかなか打開できないのかなど。行政も当然入りますけれども、もう少し広い環境の中で話す機会を今後作っていく必要があるのかなど、ここで今感じているところですが、やはり場面を少し変えないといけないという感じはしております。

○中村会長

難しい課題ですね。神田公室長、ありがとうございます。

鈴木副会長、お願いします。

○鈴木副会長

すみません、鈴木です。

松尾委員も長いこと連合会長なされてですね、御苦労され、十分承知していると思えますけど、私の感じていることを、述べさせていただきます。

連合町内会で、市の広報を配布しなくなり、それからですね、非常に町内会の必要性がなくなってきたままです。回覧板も何か来ても地域の小中学校の行事の案内とか、福祉の申込書ぐらいで、あと、町内会だけでやっている行事、どこの町内会もそんなに数やってませんから、回覧板が来てもですね、全然関心がない。私も元役員やっております、今、回覧板が来て、何にも役にも立たない。元々役員であり、地元の間人であり、20代から地域のコミュニティ、いろんな活動してきましたけれども、今ほど町内会の案内が来ても、地域には、ほとんどいない組織というように私、地域のことだけ考えると感じます。そんな関係でですね、行政ともしっかりと密にして、行政の

方も町内会に入っていないと、いろんな通知がいかないというようなものを、町内会を盛り上げるような連携、これを検討していただかないと、いくら町内会長やなんかが頑張っても会員拡大、一生懸命やっていますね。会員拡大、私の地域の役員もやっています。やっても来るものが全然ない。逆に役員をやらされて、町内会費を集めるのが嫌だということで、一回は入っても辞めていってしまう人も多い。そのような状況がありますので、行政と連合町内会としっかりと、連合町内会に入っていないと、町のことも分からないというようなことを検討されたらいかがかなと、十分承知されていると思いますけど、そんなふうに個人的に感じています。

○中村会長

鈴木副会長、ありがとうございます。

島根委員、お願いします。

○島根委員

ちょっとだけ。町内会に入る人が少なくなることで、弊害って具体的に幾つか挙げられますか。

○中村会長

町内会・自治会に加入していないと、どのような弊害があるかということですか。

○島根委員

朝霞の中で、町内会に入る人が少なくなることで出てくる弊害。

○中村会長

おっしゃりたいことの趣旨は分かります。

松尾委員、お願いします。

○松尾委員

元々が親睦ということ念頭に置いて、できている組織ですね。ところが親睦だけでは脱会される方も多い。一つの切り口として防災ですとか防犯、みんなで我が町を守るのだと。舗装してない場所があれば、みんなで一緒に一人と言うよりは、みんなで市の方に要望を出そうと、そういったところがメリットと言うのでしょうか。隣近所の助け合いですよね。地震が起きたり、洪水が起きたりして、いろんなグループありますけれども、そういった離れた場所にいる方同士の集まりだと、いざ何か起きたときには助け合うことができないと思いますよ。やはり、隣近所にいる者同士でないと助け合いはできない。ですから、もちろん気の合う者同士の集まり、そういうものも非常に大事なのですが、隣近所が希薄になって、地区によっては奥さん同士は挨拶をするけれども、御主人は東京に働きに行っていて、朝会って、どこの御主人かも分からないという、そういうような場所もありますし。現在コロナで、正に私たち町内会は、人と人との触れ合い、絆ということを大事にしてきたわけですが、それもコロナによって分断されつつあると思うんですね。ですから、こう

いった新しい生活様式とは言いますが、人と人が会わなくても電話という便利な機械もありますので、そういったものを通して、つながりを断たないようにしていくですとか、そういったことを今考えているところですが、メリット、デメリットというのは、朝に夕に会ったとき、おはようと言ったり、どこかから帰ってくれば、お帰りなさいと言うような、そういった昭和の風景じゃないですが、昔のほのぼのとしたものが町内会じゃないかなという気がいたします。

○島根委員

ありがとうございました。

○中村会長

松尾委員、ありがとうございます。

他に、どなたか、田辺委員、お願いします。

○田辺委員

私は再三これに関しても言ってきたつもりですけども、新座が集会施設を町番ごとに、野火止一丁目、二丁目、一つずつ、その町番ごとに町内会があるんですね。そういう組み替えをしてきて、かなり組織率高くなったというような、隣の町でもあるので、そういうものにちゃんと学んで、これは財政負担の問題も当然絡んでくるので、地域にもっと、市民センターで終わりというのが朝霞の今までのイメージ、雰囲気が非常にありますけれども、もっときめ細かな地域の集会施設をちゃんと設置してという、そういう方向性をちゃんと定めていけば、例えばこの指標の中に、今何パーセント、比率が高まっているというような話にもなるんだろうけども、なかなか今そういうところがないので、町内会の組織率を少し上げても、結局この指標が前回と全く同じ数字を維持するので精いっぱいという指標ですね、これでは。そんな目標では、ちょっとお話にならないだろうと思います。やはり、私は基本的に必要だと思うし、地域で助け合うというのは災害のときに限らず、福祉の拠点としても、地域に拠点施設というものを、もう少し細かく整備していくという方向性と町内会の再編というのを、やはり同時に進めていくということをしないと、現実には朝霞の町内会のこの状況というのは改善できないと思います。

○中村会長

田辺委員、貴重な御指摘、ありがとうございます。

小林委員、お願いします。

○小林委員

ちょっと全然違ってしまいましたが、施策シートの77ページの「ごみ処理」。ここで中柱の「ごみ処理体制の充実」というところの現状と課題にですね、「朝霞地区一部事務組合によるし尿処理体制を維持していく必要があります。」という記載があります。78ページを見るとそれがないと

ということで、事前に私の方で意見を出させていただきました。事前質問一覧の2ページの一番下。通番8ですね、「現状と課題では、し尿処理についての課題があるが、小柱3を立てなくてもよいのか。」という質問をさせていただいたのですが、返ってきた答えが右側にあるような内容で、特に変更なしということになってしまうんですけれども、ここでは小柱では、ごみ処理の「収集・運搬の充実」ですとか、「計画的な施設整備の推進」と書いてあるだけで、一部事務組合によるし尿体制を維持していく必要があるのであれば、小柱1にその旨を書いた方がいいのではないのかなと思って、しつこいようですが最後質問させていただきたいと思います。

○中村会長

小林委員、ありがとうございます。

ただいまの小林委員の御指摘について、事務局から回答をお願いしてよろしいですか。

太田市民環境部次長、お願いします。

○事務局・太田市民環境部次長兼産業振興課長

今、御質問頂いた件については、ここに資源リサイクル課の方から回答が載っております、前期計画でも施策の方にし尿処理については特に記載はないので、このままでというふうには伺っておりますが、頂いた意見をまた持ち帰り、検討をするように指示してまいりたいと思います。

○中村会長

太田次長、ありがとうございます。し尿処理の記載に関する取扱いについて、ぜひ検討のうえ、次回までに御回答をください。

町内会・自治会への加入率の問題から、コミュニティの大切さ、必要性について、御意見ありました。その後、小林委員からし尿処理の問題に関して御意見が出ました。コミュニティの問題に関して、他の委員の皆様から御意見がありますか。如何でしょうか。なぜ今、コミュニティが必要なのかという島根委員からの御質問ないしは御意見がございましたが。

星野委員、お願いします。

○星野委員

今の関連ですけれども、先ほど鈴木副会長の方から広報の話がありましたけれども、実はペーパーレス化の流れで、全国で同じ問題が起きていて、広報の配布をしないことによって、皆さんとても不便に思われていて、そして組織率に影響が出てきているというような状況があると思うんですね。先ほどちょっと新座の話が出ましたけれども、新座は一時期ですね、市の職員が一人ずつ、それぞれの自治会に張り付いて担当職員というのを決めてですね、それで密に情報交換をしていくということをやられていたんですけれども、それがなかなかうまく進まずに今は止めてしまっておりますけれども。やはり、ペーパーレス化の流れというのは止めることはできないので、また改め

て配布しましょうというのは、ちょっと難しいとは思いますが、やはり、それに代わる何か行政の方が各自治会に、あるいは町内会にですね、常に目を向けているよというような仕組みづくりをですね、何か一つ気持ちが伝わるような仕組みを取り入れることで、何か解決策につながるのではないかなという印象を持っております。

以上です。

○中村会長

星野委員、ありがとうございます。

松尾委員、お願いします。

○松尾委員

私の知ってる範囲なんですけど、例の新座市が加入率が高いというのはですね、自然発生的に町内会というのは発生して、あそこの道路までがうちの地区だよと決まっているわけなんですけど、それをきっぱり区割りしたんですね。再編したんですよ。それで町内会の、ですから現在は2,500世帯ですとか、そういう町内会もあれば50世帯という町内会もあるわけですが、一つの町内会として適正な規模にするのは、大体700~800世帯ではないかと言われております。それに基づいて地図を区割りしてやったために、加入率が非常に上がったというのが新座市の実態、そんな話を聞いております。

ですから私も朝霞市として是非そうやりたいんですが、なかなかそこは過去の歴史がありますので、そんなふうにはいかないと思われる方も多いので、その辺も議論を深めていただきたいと思います。

広報紙は、前確かに町内会で配ってました。配っていたのですが、配っていたのは町内会員だけで、町内会に入っていない方には市役所ですとか、公民館に置いて、そこで持って行ってくださいということになったんですね。そうしましたところ、それはおかしいと、税金を払っているのだから市民全員に市が配るのが当然だというような裁判が起こされて、それで負けたんですね、市が、朝霞市ではありませんが。それからですね、全世帯に配布しなければならないと。それについては、私が連合会長になる前だったのですが、連合会で今までどおりに受け持ってくれないかということで連合会でも議論したのですが、町内会員でもないところに、何で配る必要があるんだというのは町内会の中からも出たりしてですね、町内会に入ってる人と入ってない人の区別もつきませんから区割りして、地図で分けてそこに配るということなんですけど、そういうことはできないということで、当時連合会としては市の方に断って現在、業者の方に配布を依頼してるという状況なんです。ですから私とすると、是非それを受けてやりたいんですね、連合会の自主財産を増やしたいと思うんですが、なかなかそういかないのが現状です。

○中村会長

松尾委員、ありがとうございます。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

広報の配布費用ってかなりの金額がかかっていると思います、今は委託ですから。町内会にもそれなりの金額でお願いすればいいわけで、だから手を挙げていただいた町内会はね、請け負ってお金をもらって配布すればいいし、手を挙げない町内会は別に配布しないで、そこは今までの委託のタイプを取ればいい。多分その方が金額的には絶対にいいかと思います。

○松尾委員

全部でないから受けられないと業者が言っているそうですが。

○田辺委員

その辺は、手を挙げてもらう形を取ればね、大丈夫だと思います。

○中村会長

田辺委員、松尾委員、ありがとうございます。

小林委員、お願いします。

○小林委員

ここでこの話をすると、全体に関わってきてしまうことなのでどうかなと思うんですが、今、松尾自治連会長がおっしゃったように、その町内会、自治会の区分けが今のままでいいのかというのが、大きな問題になっていくと思うんですね。と言いますのは、コミュニティというだけではなくて、福祉的なことに関しても、例えば介護保険、包括支援センターの圏域だとか、民生委員の圏域だとか、それぞれ違うんですね。そういう福祉の面にしてもそうですし、他の行政サービスにしても、明確な区分けというのがない。例えば防災の避難所としてある各小学校を、圏域と自治会が二つに分断してしまう地域もある。そういうところを、本当に統一できれば一番早いんですけど、今後やっぱりそこに着目して、少しでも総合計画の中の位置付けとかにも取り込んでいかないとならないと思います。そこは是非今後、ここでということではないですけども考えていただけたらと思います。

○中村会長

小林委員、貴重な御指摘、ありがとうございます。

新たな視点になると思います。これまではそのような議論をしてきていませんでした。前期基本計画策定の際にも、そのような議論はなかったと思います。今回、初めて出てきました視点ですから、この第5次総合計画後期基本計画にそのことが位置付けられるかどうかはさて置いて、やはり

今後十分検討しなければならない大事なテーマだとは思いますが、今日はその御意見を承っておいて、市側も持ち帰って検討してください。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

施策シートの147ページに載っていますけれども、「総合計画の推進」というところで指標が「年度目標を達成した施策の割合」ということでね、「後期基本計画の年度評価で達成度をA、B、Cのいずれかとした施策位の割合（5段階評価）」となっていますが、むしろ私は今小林委員がおっしゃったようにね、具体的な目標値というのは、例えば今の圏域、介護の圏域だとか、あとは通学区域だとか、あと都市計画マスタープランのゾーニング、それからこの総合計画。総合計画ではゾーニングという形は取っていませんが、やはりそこら辺の地域福祉計画のゾーニングという形は当然考えなくてはいけないとなったときに、やはりそこら辺の整域を目標としてちゃんと置いておいて、それがどの程度年度ごとに進んできたかというのをね、そこはやはり政策の一番重要な分野じゃないかと思うんですね。だからむしろ、全体をまた取りまとめてA、B、Cで評価して、政策はそういう目標値でやっていただけないと思いますけれども。以上です。

○中村会長

田辺委員、ありがとうございます。

話題があちこちに拡散していますが、取敢えず、ここでは第4章「環境・コミュニティ」の議論に絞りたいと思います。他に、委員の皆様から何かございますか。

平木委員、お願いします。

○平木委員

75ページの「ごみの減量・リサイクルの推進」のところですが、こちらに「3R（リデュース、リユース、リサイクル）の意識を高め、さらにごみの減量化及び再資源化に取り組む必要があります。」とありますが、もうこの3Rというのは、大分前から言われていることで、現在は、もう一歩進んだ形で、例えばリフューズ、それからリペアなど、5Rの推進を発信している自治体もあるようなんですが、朝霞市としてはどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○中村会長

ただいまの平木委員の御指摘ですが、時代は既に4R、5Rと先を行っているのに、3Rでいいのかということですね。私も同感です。

○平木委員

もっとあるみたいなのですが、例えばもう一歩進んで、そういうことを推進して、ごみの減量化をしていこうという考えがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○中村会長

この件に関して、事務局から御回答をお願いしてよいですか。

太田市民環境部次長、お願いします。

○事務局・太田市民環境部次長兼産業振興課長

もちろん、そういった言葉が出てきているというのは私どもも認識しているところなのですが、この表記を3Rのままにするのか、4R、5Rということで行くのかということですが、担当課に検討するようお伝えします。

○中村会長

平木委員、ありがとうございます。太田次長、では御検討をお願いいたします。

黒川委員、お願いします。

○黒川委員

3Rを5Rにするという話ではなくて、もう時代が随分変わったのだから、今の時代に合うごみ行政の理念を書きこんでほしいというのが、多分平木委員の主張なのではないかなと思います。そこを含めて考えて、個別政策はそんなに間違っただとは思っていませんが、理念としての方向性をきちんと作る必要があるかと思います。

○中村会長

黒川委員、ありがとうございます。今、黒川委員がおっしゃったとおりだと思います。

平木委員、お願いします。

○平木委員

例えば熊谷市とか鶴ヶ島市、都内ですと江東区、あとは国立市などでは、そういったことを発信しているとのことですので、是非その辺を検討していただけたらと思います。

○中村会長

平木委員、ありがとうございました。

時間も大分押してきています。もしまだ御意見があるようであれば、後程お伺いしますので、第4章に関しては、いったんここで締めさせていただきます。

第5章「都市基盤・産業振興」の審議に移ります。では、御意見をお願いいたします。

星野委員、お願いします。

○星野委員

99ページですが、大柱3の中柱2になりますが、「うるおいのある生活環境づくり」ということで、特にこういった緑の保全、環境保全については、市民の皆さんのお力をお借りしてやっていくというのが必須だと思いますけれども、そこでこの「公園・緑地管理ボランティア団体数」と

いう指標を取られていて、これが令和2年度の印があるのは、把握できなかったのかなということ  
と、こういった団体に対する市の支援が具体的にどのようなになっているかということと、それか  
ら、こういった団体を増やしていくような人材育成の活動を何か手がけていらっしゃるのか、ある  
いは今考えていらっしゃるのか、その辺についてお聴きしたいと思います。以上です。

○中村会長

星野委員、ありがとうございます。

本日は、事務局の担当者がどなたかいらっしゃっていますか。

村沢都市建設部次長、お願いします。

○事務局・村沢都市建設部次長兼開発建築課長

都市建設部会から参りました。まず、公園緑地関係の保全に関わるボランティアの方の団体数が  
令和2年度が未記入ということなのですが、恐らく年度内に増減があるので、現時点の数字であれ  
ば記入できたのですが、令和2年の末に、どのぐらいであるのかというのが確定していなかったた  
め、記入されていないと思われま。

私の方で、団体数が具体的に幾つかというのは今お答えできないのですが。

○星野委員

それは、大丈夫です。

○事務局・村沢都市建設部次長兼開発建築課長

緑地関係の保全に対する支援ですが、例えば公園についてはですね、例えば緑地を守って維持管  
理をしてくれている団体の方が必要になる、例えば備品と言いますか、消耗品と言いますか。そう  
いったものに対しては支援を行っているとお聴いております。

あと、道路に関しましても、街路樹とか緑地がございますので、そういったところの美化団体、  
そういったところにも同じように、消耗品関係の支援は行っております。

○星野委員

そういった支援というのは、団体に直接関わっていくのは、例えば緑地関係の施策だと、みどり  
公園課が担当になっていらっしゃるけれども、さっき道路のお話も出ましたが、例えば道路整  
備課が関わるとか、みどり公園課が関わるとか、まちづくり推進課が関わるとか、いろいろあると  
思うんですけども、行政的には、そういった支援というのは何か一括されていらっしゃるん  
ですか。それとも、やっぱりそれぞれの関わる担当課ごとということになってはいますか。

○事務局・村沢都市建設部次長兼開発建築課長

はい。

○中村会長

村沢都市建設部次長、お願いします。

○事務局・村沢都市建設部次長兼開発建築課長

現時点では、関わる担当課ごとに対応はしております。その団体もですね、目的が、やはり緑を守る目的は一緒なんですけど、活動の内容が多少変わってきますので、担当所管課で対応をしております。

あと、申し訳ございません。今あった資料で確認できたのが、現時点で、公園41か所。児童遊園地というものが81か所ありますが、それらの管理をやっていただいているボランティアの団体数が17団体ございます。

緑地関係とか広場。朝霞の森とか広場ですね。ああいう所もありますが、緑地10か所、広場2か所。そちらを管理していただいている団体、きれいにしていただいている団体は5団体ございます。

○星野委員

この17と5というのは、重なっている団体もあるのでしょうか。また別なののでしょうか。

○事務局・村沢都市建設部次長兼開発建築課長

申し訳ございません、手元の資料ではわからない状態です。

ただ、ボランティアの高齢化も進んでおりますので、今後の課題になると考えています。

○星野委員

はい。ありがとうございます。よく分かりました。

確かに、この17というのは立派な数字です。本当に地域の方たち、とても頑張られていらっしゃると思います。同時にですね、26年度が17だったということで、恐らく皆さんずっと頑張っているのだらうということで、これからやっぱりそういう点ではね、行政の支援が欠かせないと思いますので、今後またいろいろな対応を考えていただければと思います。

ありがとうございます。

○中村会長

星野委員、村沢次長、ありがとうございました。

他に、どなたか、如何でしょうか。

黒川委員、お願いします。

○黒川委員

一つはですね、106ページ。小柱の5「良質な住宅ストック形式の推進」ということで、住宅なり分譲マンションなりアパートなりを維持していくということですけども、建物の維持、先ほどもちょっとコミュニティの議論にも関わるんですけども、結局、町内会、自治体の加入率が低

いのは、やっぱり分譲マンションが中心で、実際には分譲マンションの管理会社が全てやってくれますので、そういう問題がある中で、住宅ストックの形成という意味ではね、建物を自分たちで守りましょうということで管理組合の底入れができるんですけども、まず自治的な環境をマンション内で作って、それで外につながっていきましょうという展開も必要ではないかと思います。このまま放っておくと、一戸建てを買えた世代の人たちだけの町内会になって、その次の世帯がマンションの中に閉じこもって出てこないという状態がずっと続くと思います。そこをまず、少し次の展開、今までは住宅ストックで自分たちの建物を守ろうということでこの5年間してきたけど、次の展開として、コミュニティへどうつないでいくかということが少し課題かなと。自分も含めてそういう課題が出ていると思っています。

このままですと、国の方はマンションの管理組合の運営まで委託できるような法改正をしたので、マンションの人たちが年を取ったら全部外に丸投げする危険性があります。ですから、そこを少してこ入れしていった方がいいかと思います。

それからもう一つは、96ページの公共交通ですけれども、公共交通を膨らませていきますといった書き方なんですけど、実際にはバス路線の廃止の提案も、昨日都市計画審議会で報告されていて、一部の路線が廃止ということになっており、しかも更には2の手3の手のうわさまで聴こえてくるので、この廃止対策みたいなことをきちっと考えなければいけないのではないのかと思います。単に広げるだけではなくて、これがどうなのかということを、この分野ではお伺いしたいなと思います。

それから三つ目が、都市計画マスタープランとの連携が前期計画ではすごく意識されて動いていたと思いますが、今回は何か都市計画マスタープランに関しては、何かやるのかどうかをお伺いしたいと思います。

#### ○中村会長

黒川委員から、三点について御意見、御質問がありました。これについて、事務局から御回答をお願いします。

村沢都市建設部次長、お願いします。

#### ○事務局・村沢都市建設部次長兼開発建築課長

まず、マンションの関係ですが、まず106ページの方で、小柱5「良質な住宅ストック形成の促進」というところになりますけど、左のページ、現状と課題の方にもですね、マンションの関係は書かせていただいております。マンション自体の老朽化とか所有者の高齢化。こういったところも含めまして、管理の適正化の取組がやはり必要だということで、小柱として今までも行っておりますが、今後もですね、マンションの管理不全を予防、改善するため、またマンションの適正な管理

の取組を支援するセミナーなどを行って参ります。今やっているセミナーですが、やはり管理組合の熱心な方に御参加していただいて、管理組合員同士の意見交換も市役所の職員を入れてやっております。やはり問題点は、高齢化の問題とか、マンションを管理する会社との委託関係。そういったところの課題が出ていると認識しておりまして、今後も引き続きやっていこうと思っております。

もう一つですね、96ページですか。小柱の主には今のお話ですと、いろいろ多岐にわたると思いますが、路線バスの廃止のお話があって、配置計画ですか。

○黒川委員

廃止にどう立ち向かうかという。

○事務局・村沢都市建設部次長兼開発建築課長

今、黒川委員からお話があった、朝霞市の方で今国際興業バスというバスが市内を走っておりますが、一部路線を撤退するというお話がありまして、こちらについては、主に三原の方ですけれども、朝霞駅から志木駅とか朝霞台に向かう、膝折の方を通過して三原を通過していく路線が、ここで一部撤退するというお話がありまして、それについて市の方が、その撤退されるバス会社にどう臨んでいくかというお話にもなっていくと思うのですが、朝霞市のバス関係につきましても、市内循環バスも含めまして、現在協議会というのが立ち上がっております。その協議会の方にそういったバスの撤退の話を議題として挙げさせていただいて、今後ですね、そういったバスの通らなくなっていく地域について、どのようにしていこうかというのを。もちろん、バス事業者もこの会議に参加しておりますので、検討をして進めていければと思っております。

今委員の言った廃止対策というところまでは、具体的には今私の方でお答えできないのですが、そういった協議会があって、そういう場では話し合いを行っていければと思っております。

それから都市計画マスタープランのお話ですけれども、今回、都市計画マスタープランに関する内容はですね、主に87ページ、89ページにございます、大柱で言う「土地利用」、中柱で言う「市街地の適正な利用」と「市街地周辺の適正な利用」。こちらの方ですね、都市計画マスタープランの話が出ておりますが、今回、主に都市計画マスタープランが一部修正になったところがございます。例えば積水の工場跡地。あちらを、この5年間の間にまちづくり重点地区として位置付けしましたり、朝霞第四小学校の跡地。こちらも、今企業誘致ということで、企業が今研究施設を建てていると思っておりますが、そちらも重点地区として位置付けました。そういったところが前期で変更された内容になりますので、後期でもですね、そういったところを反映しながら進めていく内容にはなっております。

○中村会長

黒川委員、村沢次長、ありがとうございました。

確かに黒川委員がおっしゃるように、前期基本計画策定の際にはマスタープランがかなり議論の対象となっていたように記憶しています。今回に関しては、余り話題となっていないというのは確かですね。

平井委員、お願いします。

○平井委員

いいですか。91ページ、第5章ですね。「道路交通」。マスタープランというのを朝霞市が発行して見まして、見た方おりますでしょうか。今回の議題は、これに関係すると思ひまして、私、これを一通り読んできました。現状を知りませんとね、発言できませんから。

私今幸町におりまして、幸町は膝折通りになっています。朝霞駅前から市役所通りを通って本町から川越街道までは膝折道路なのです。この道路というのは、これを読みますと大変危険度が高い。道路が狭いということと、交通量が多く、バスの通行量も多い、坂もありますし、曲がっています。頭で聴いても危険度が分かりますね。普通は平らな所だったら見通しがきくけど、バスでも大型車両でも。あそこは坂ですので、今朝もありましたが、ダンプカーが隣を通りますと、非常に危険です。もう少し具体的に言いますと、計ったところ、片側1車線。2.7メートルしかございません。その横に1.8の歩道があるのですよ。バスの幅って、皆さん御存じですか。片道2.7メートルのところ、バスの幅というのは、2.5メートルもあります。だから、歩行者が一人来るとバスが中央線をはみ出して走るのです。ダンプカーも坂がありますから、吹かして上がってきます。それが現実です。そんなことから、私は安心な町ということがありますので、第一に挙げてますので、市に相談したんですね。安全な標識を付けた方がいいんじゃないでしょうかという。それで、それは朝霞警察に行ってくださいと。朝霞警察に行ったら、今度は朝霞県土整備事務所に行ってくださいとなっているんですよ。行政ですからね。縦割り行政だと守備範囲が決まっていますから、当然のことですね。だから、朝霞警察へ行って、どういう要望書を出したらいいかなと思って、今作っているんですよ。来週には出そうかなと思ってね。ここにも書いてあるようにね、非常に危険な道路なんですね。だから、私が申し上げたいことは、市の管轄はこれです。それ以外は各個人でやってくださいというふうに私は理解しているんです。それで、総合計画では安全ということを第一番に書いているのですから。調べたところ、事故が多いのは、歩行者が一番多いんですね。これから高齢社会で高齢者が増えていきますから、多くなるでしょう。そんなことからね、早くこれをまとめて実行しなくてはいけないなと思っております。

それで、市の方にお聴きしたいのですが、これは朝霞警察に要望書ですか、出した方が一番いいのか、あるいは違う書類があるのか。そういうことを僕はお聴きしたいし、市長はこの計画というの

はね、実効性のあるものでなければいけない。そういうことから、この問題は早く着手した方がいいと思います。

ちょっと戻りますけれども、そのバス通り、1日に往復で80何本走るんです。片道が40何本、片道が40何本。そのぐらい危険なんです。あそこは県道ですけども、生活道路の色彩が非常に強いんですよ。朝霞市のあそこの部分は、市では5分割にやっていますけれども、これは何ですかね。南部地域というのが、人口が一番密集しているんですよ。人口密度が高いんです。人口密度の中の中心の道路が狭く、危険だということを知ったんですね。ですから早く何とかしたいと思って、朝霞警察へ行って、これから今週末には県土木事務所、そこへ行って交渉して、早く私なりの提案書か申請書か要望書か分かりませんが、向こうと話し合いながらやろうと思っているんですよ。

○中村会長

平井委員、ありがとうございます。

市として、ちょっと回答しづらい部分があるかもしれませんが、何かコメントはございませんか。

村沢都市建設部次長、お願いします。

○事務局・村沢都市建設部次長兼開発建築課長

要望書の関係はですね、私どもの方からちょっとどこへ出した方がベストとか、具体的にはお答えできませんけど、具体的には、その道路を、県道であってもですね、道路を拡幅する行為というのは、やはり道路の管理者である朝霞県土整備事務所が拡幅の計画を立てたり、実行したりしていきます。あとですね、今狭いあそこのバス通りの中で、例えば両側にグリーンベルトと言って緑の歩行者が歩けるような表示ですね。路面標示。あとは駅の近くでは、側溝のグレイチングという網目の蓋を今、一部分塞いでヒールでも落ちないようにはやられていますと。そういった安全に、今ある状態で歩けるようにするというのも、道路管理者である朝霞県土整備事務所が行うんですが、やはり交通規制とか標識とか、そういったものは、やはり所管が違いますので、朝霞警察が行っているものというふうになっております。

○平井委員

ということは、今申し上げたとおり、市の守備範囲内ではなく、個人でやった方がいいですね。

○事務局・村沢都市建設部次長兼開発建築課長

そこは県道ですから県へというお話も、もちろん正確にはお答えいたしますが、そういった御意見が出ているということは市の方から担当の警察であれ、朝霞県土であれ、お伝えすることはもちろんできますので。

○中村会長

平井委員、村沢次長、ありがとうございました。

小澤委員、お願いします。

○小澤委員

今、議論している道路の関係ですが、そもそも、どこが管理者であれ、この朝霞市全体の道路として、まず朝霞市が、その道をどうしてほしいということがまずないと、どの管理者でも相手にはしてくれないと思いますね。したがって、この総合計画もそうでしょうけれども、きちんと目標を持って朝霞として、どうなっていくのかきちんとしておかないと、それは国であれ県であれどこでもやっぱり、そうですかというだけで終わってしまいます。もう少しその辺は、事務局として、要望をどこに出すとか、どうすべきかというのとは別に、やはり朝霞市として朝霞のエリアの中の道をどうするということは、もう少しきちんと議論をしておいた方がいいのではないかなというふうに思います。

○中村会長

小澤委員、御助言ありがとうございます。

平井委員、お願いします。

○平井委員

今の県土木整備事務所ですね、朝霞警察がこう言っています。道路の標識については朝霞警察ですと。道路に植木が、生け垣がはみ出たと。道路の方にはみ出ている。これは警察では分野が違うそうです。これは土木事務所の管轄だそうです。警察にはみ出た部分を何とかしてくださいと言っても、これはうちではありませんと。生け垣は個人の財産ですから。私はいわゆる今の事例を自分でやって解決したことがあります。幾つか。それで、役所に行っても、今言ったような、これはどこどこに行ってくださいとか、それは自分でやりましようとなります。これ、土木事務所へ行って解決したこともあるんですよ。確認の意味も込めて申し上げますが。

○中村会長

平井委員、ありがとうございます。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

今の91ページの歩道整備延長（累計）の指標がありますけれども、今小澤委員がおっしゃったことを含めて、やはり歩道を整備すべき総延長、分母をはっきりさせておく必要があると思います。いわゆる道路整備計画ができてはいるけれども、まだ完全なものではないとのことですので、その部分をしっかりと早く固定していただいて、その上で整備率を、分母をちゃんと決めて、分

母の上で今どのぐらいの整備が進んでいるのかということ、きちんと出していただかないと。総延長だけ出しても、ほんの数メートル、数百メートル、多くて百メートルちょっとというような、今の状況の中でも、市の道路は相当に多いので、全部が全部歩道整備しなくてはならないものではないから、そこを、例えばバス通りは少なくとも整備する等、目標を定めて、分母をしっかりと決めていただく必要があります。ほかの指標でも同じですけども、やはり総延長だとかそういう量ではなくて、分母を置いて指標を置いていただきたいなと思います。

○平井委員

もう一ついい。いいですか。

今の市道というのは、普通は一般道は40キロ制限で、もっと広い国道は50キロ制限です。一方で、朝霞駅前から今言った道路は、30キロ制限なのです。つまり、危険ですから、ゆっくり走らなければならないわけです。ところが、自動車はスピードを上げてくるわけですよ。だから危険なわけです。だからこそ、早く着手しなくてはならないわけです。

○中村会長

田辺委員、平井委員、御指摘ありがとうございました。

大門委員、お願いします。

○大門委員

よろしいですか。違う話になりますが、126ページ。「コミュニティ・ビジネス」というところ、第5章のこの中柱のところに、起業家の支援、それからコミュニティ・ビジネスに対する支援と二つあるわけですし、起業家支援の方はですね、この126ページの上の方の小柱1のところにも、ある程度、具体的な支援策が書かれていますが、このコミュニティ・ビジネスについては、具体的な事は何も書いてなくて、支援しますということだけになっているんですが、これは現状としてまず何かやられているのかどうか。全くやられていないのであれば、具体的な支援策の方向性という何か具体的なものを一つでも二つでも、ここに掲げていった方がより方向性がはっきりするかなと思いますが、その辺りのお考えをちょっと聴きたいと思います。

○中村会長

大門委員、ありがとうございます。

太田市民環境部次長、お願いします。

○事務局・太田市民環境部次長兼産業振興課長

御意見を頂きましたコミュニティ・ビジネスということで、コミュニティ・ビジネスの言葉の前に、「地域課題の解決に取り組む」と書いてあるけれども、このコミュニティ・ビジネスについては、今まで市として大きく支援できていなかったという現状もございます。ただですね、いろいろ

なNPO法人なども、市は非常に多くございますし、地域にある例えば子育てが非常に多いとか、福祉の関係であるとか、そういったことのコミュニティ・ビジネスを支援したいという思い、そういったものを育成したいという思いもございまして、実は産業振興基本計画というのを2年前に策定をいたしました。そこでコミュニティ・ビジネスの育成というのも一つの取組の、施策の一つとして位置付けましたので、こちらについては、今後起業をする方の中に、そういったコミュニティ・ビジネスをする方も含まれていると思うんですけども、そういったことも育成支援の補助金等もございますし、相談等もしておりますので、そういったところで、また融資制度もありますので、そういったところを支援していきたいというふうに考えて、今回こちらの方に書き入れさせていただいているということでございます。

○大門委員

そういう、ある程度フレームというか、方向性のフレームがあるのであれば、そういったことを少し書き込んだ方が、より分かりやすいのかなと思いますので、是非検討していただければと思います。

○中村会長

では、そのあたりを文章に追加し、整理してみてください。全く実態がないものであれば、それは書き込めませんが、現実にそういう実態があるということであれば、少し書き込んでみたらよいのではないかと思います。太田次長、大門委員、ありがとうございました。

大門委員、お願いします。

○大門委員

というのもですね、やはりコミュニティ・ビジネス、ソーシャル・ビジネスという言葉は使っていないんですが、やはり公共の担い手としてですね、今後やはり大きな力になるかなと思っていますので、結構重要な分野かなというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○中村会長

大門委員、ありがとうございます。

小澤委員、お願いします。

小澤委員。

○小澤委員

私の方から2点だけお願いします。まず、105ページ、「市街地整備」のところで、現状0から目標66ということで、区画整理事業整備進捗率というのが指標で、田辺委員も今回出されているので、1点だけ確認したいのは、根岸台の7丁目のA地区か何かは今回地区計画に入れているみたいですけど、元々、平成15年から散々県ともめていました、朝霞の5地区ある暫定逆線引きの

地区、これは決着がつきまして、市街化になっているはずですが、その辺の今どういう状況かということだけは、ちょっとお答えいただきたいと思います。

それと、第1章の方で、避難場所の話で確か事務局からもお答えをいただきましたが、改めて112ページの小柱のところ、前に、事務局の方で避難地については、小中学校や公園が指定されているので、余り違う場所を活用することはないということをお聞きしましたが、これを見る限りです、ね、「避難地など多様な機能を持つオープンスペースの整備を行うとともに」と書いてあるので、具体的に、今朝霞が想定している多様な機能を持つオープンスペースというのは、何を想定しているのかというのだけ、ちょっとお答えをいただければと思います。

当然皆さんも御存じですけど、九州、それから山形も含めてですね、それと埼玉県では、この5月にですね、改めて想定最大の規模降雨による洪水浸水想定区域というものを発表しました。5月の末に。それをやりますと、かなり確率は低いにしても、相当従前から言われています内間木地域辺りも含め、黒目、新河岸地区も含めてですね、かなり氾濫、内水ですけれども、出る可能性はあるので、やはり避難場所については、絶対に14万の市民一人一人全員が分かっているというようなことまで徹底しておかないと、問題になるのではないかと思います。私この前期の頂いたものを見ましたが、この資料の方にも、そういった避難地一覧とかですね、避難場所とかというふうに具体的に記されたものはなかったですから、前期に記載がないのであれば、どこか後期でですね、具体的に記してほしいと思います。

#### ○中村会長

小澤委員、貴重な御指摘、ありがとうございます。

ただいま小澤委員から二点について御意見がありましたので、事務局から御回答がありますか。如何でしょうか。では、二点目の方からお願いします。

又賀危機管理室長、お願いします。

#### ○事務局・又賀危機管理室長

危機管理の又賀です。避難地というのは、ちょっと都市開発部門と確認しないといけないんですが、危機管理の方に現状、やはり小澤委員がおっしゃった、内間木地区の方、去年の台風19号はかなり問題、課題が出ていまして、内間木公民館自体が浸水区域に入っているんで、これまで風水害については、そこは避難所として開けないよというのが市の方針でした。ただ、内間木地区から風水害時に内間木公民館を外して、いきなり二小へ行ってください、七小へ行ってくださいとなりますと、かなり距離がありますので、一時的にでも、まず内間木公民館に避難できないかというような調整はしていまして、そこを一時的に開設するというので、今話を進めています。

また、最近の感染症対策の中で、コロナの感染症対策ですけれども、国の機関、国の協力を得

て、労働大学校の方から提供してもいいよというような話も出ていますので、その工程に向けた手続を今しているところです。

○小澤委員

コロナは別として、後期計画を作るに当たっての、第1章のところで議論した避難場所、正式に私は一覧が欲しいというだけの話なのですが。

○事務局・又賀危機管理室長

その一覧については、今政策の方でこれは実質全部取りまとめをしておりますので。

○小澤委員

どこがどこの担当をしているかではなくて、部局横断ごとにやっているはずなんで、要するに、どこかに載せますとか、どこかにありますとか、という答えがないわけです。

地域防災計画のね、やっていたから分かるんだけど、地域防災計画のホームページにも全く載っていないんですよね。資料編にしか載っていない。それはよく考えて対応してほしいです。

あと、暫定逆線引き地区についてですが。

○中村会長

村沢都市建設部次長、お願いします。

○事務局・村沢都市建設部次長兼開発建築課長

暫定逆線引き地区が市内に5地区ございまして、まずその地区内の道路につきましては、令和元年5月に道路整備基本計画というものを見直しました。その中で計画に基づいて、道路、上下水道といったものの優先順位を決めて行ってまいります。その道路整備基本計画の下の計画として、旧暫定逆線引き地区内の区画道路というものがございまして、その区画道路の整備計画というものも位置付けて、用地買収等を移行があったものについては、どんどん道路を作っていくということで進めております。

また、この5地区内の宮戸2丁目と岡1丁目につきましては、この旧暫定逆線引き地区の市街化編入後ですね、一部組合施工の区画整理、個人施工の区画整理というものを行った経緯がございます。

○小澤委員

ありがとうございます。

○中村会長

神田市長公室長、お願いします。

○事務局・神田公室長

112ページの先ほど御指摘がありましたオープンスペースの整備という言葉に対してですが、

これにつきましては、施設、建屋ということではなくて、道路や公園、広場、又は農地なども含めまして、建築で覆われていない土地や空間をいう意味を持っておりますので、要は最悪のときに逃げ込めるスペースを確保したり、場合によっては必要な整備も必要であるという認識のもと、こういう表現を使っております。

以上です。

○小澤委員

よろしいですか。1点だけ。

○中村会長

小澤委員、どうぞお願いします。

○小澤委員

今事務局からお答えがありましたオープンスペースの整備というのは、それでいいとは思いますが、私が言うのは、九州なんかでやっている、いわゆる災害の後のごみ処理の片付けなんかの場所が非常に現実的にはないということで、どこの市町村も言えることですが、そういう意味も含めて、こういう整備を朝霞は進めますよということであれば、むしろ積極的に進めてほしいと思いますので、もう一度、いわゆる災害の後のごみ処理という部分も含めているかということを確認させていただければ。

○中村会長

神田市長公室長、お願いします。

○事務局・神田公室長

今御指摘がありましたように、災害ごみということも含めてということになりますけれども、そちらにつきましては、ごみ処理の方の部門の方で、先ほど環境の中に、ごみ処理のところがありましたけれども、その中で検討しているという状況でございます。災害時のごみ処理場所というのは、非常に課題が多くてですね、県の方もですね、できるだけ選定を進めて指定をするようにというような指導を受けているようですが、なかなか具体的にですね、候補地は幾つか指は折っておりますが、具体的な作業には入れないという状況でありますので、引き続き、ごみ処理の方の責任として、対応を検討してまいりたいと思っております。

○中村会長

小澤委員、お願いします。

○小澤委員

今、環境の方にごみ処理場の計画で、さばけるようなことをお伺いしたんですが、朝霞のごみ処理場って確かもう耐用年数も切れているような施設を無理して使っているような状態で、今和光と

共同で使えないかということを探している段階で、まだまだ広域的に県の計画に沿ってできるというのは、まだ数年先、あるいは数十年先になるのか分かりませんが、そういう状態の中で、今の処理場って言うんですかね、一般処理、産業廃棄物は処理できないでしょうけれども、一般処理も含めて稼働の中でやるというのは、やはり無理なので、どうしても置く場所というのは必要ではないかと思います。その辺、要望ですけど、そういったものも含めてオープンスペースというのは是非選定してほしいなとは思っております。よろしくをお願いします。

○中村会長

事務局から何かございますか。もうよろしいですか。小澤委員、神田公室長、ありがとうございました。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

二つだけ。97ページの「緑・景観・環境共生」で、「まちの骨格となる緑づくり」、指標が「市内全域における緑被面積の割合」。数字としては、農地と公園が主なんでしょうけれども、これは毎年指標を出しているのでしょうか、その場合に、目標を36から37に上げるというのは、公園が増えるという、それで農地が減るというね、そこら辺のバランスで、何か設定されているんですか。市がやれる目標と、なかなか目標の設定として無理が、期待値というかね、そういうものは別じゃないのかと思います。

それから105ページですけれども、先ほど指標の話で、東A地区土地区画整備事業、これはまだ決定はしていない事業ですよ。だから始まっていない事業で、もうこんな目標設定を、7年度までに66パーセントやるというのは、少し無理があるのではないかと。もちろん、これ、私以前に施策の目標値設定すること自体辞めてほしいんですけども、どちらにしても、まだ始まっていない事業だったのではないかと。

○中村会長

田辺委員、ありがとうございます。

では、事務局から御回答をお願いします。

村沢都市建設部次長、お願いします。

○事務局・村沢都市建設部次長兼開発建築課長

まずですね、緑被率の関係ですが、こちら指標に書いてあるとおり、5年ごとの調査によって緑地面積を求めておりますが、報告書が5年に1回なのか、推計で毎年出しているのかまで担当課に聴いておりませんので、今お答えはできかねます。

また、令和7年度の目標が上がっているというところにつきましては、本来は宅地造成等で農

地、緑地が減っていくのが常ではございますが、その減っていく割合を極力少なくしていくというのが今までの緑被目標と聴いてはおりますが、申し訳ございません。なぜこの令和7年度に上っているのかというのまでは、ここではお答えできないです。申し訳ないです。

それと、105ページですか、まだ指標の中で朝霞東A地区土地区画整理、こちらが出ているが、まだ決まっていないのではないかとということですが、現時点で伺っておりますのは、こちらの中柱のところにあった前期の指標が根岸台5丁目の区画整理事業の進捗でして、こちらがもう終了したというところで、この都市計画マスタープランにも、まちづくり重点地区として位置付けておりますので、この東Aというものを指標としては掲げております。ただ、この公表時期とか、今の田辺委員の質問の内容も持ち帰って検討いたしますが、昨日の都市計画審議会でも東A地区の進捗率、現在の状況というのは御報告事項として報告しておりますので、持ち帰って担当課の方と、そういう意見が出たということはお伝えしたいと思います。

○田辺委員

最後によろしいですか。

○中村会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

総合計画のコンセプトが四つ、それで串刺しにするという、「安全・安心なまち」、「子育てがしやすいまち」、「つながりのある元気なまち」、「自然・環境に恵まれたまち」ということですが、私はやはり都市建設部署の内容というのは、かなり重要な視点ですので、指標にきちんと明記すべきだと思います。ほかのところもそうですが。土地区画整理事業を今時またやるのかということを含めて、コロナがらみで見通しを立てづらい御時世なので都市計画もなかなか投資の方向にはいかないかと思いますし、取り合えず積水の方は、商店の誘致が来年の始めにできますといったチラシは配られてはいますが、情勢が変わってくる可能性もあるので、そういう意味でもちょっと指標としては、やはり開発を指標にするのではなくて、むしろ住みやすい環境だとか、コンセプトを意識した指標に、やはり設定は変えていただきたいと思います。

○中村会長

田辺委員、ありがとうございます。

黒川委員、お願いします。

○黒川委員

僕は、担当部会の代表で来ているのに分からないと言うのは、どういうことなんだろうという感じがするのですが。この指標も、今田辺委員が言っていた指標の中柱が「特性に応じた市街地づく

り」ですので、それが果たしてね、東A地区というのはある種別というか、今まで、開発できなかった部分をどうするかという話だから別格の問題で、それが市の全体の指標になっているというのは、やはり少しおかしいという感じがしますので、それは変えないと、一般的な市街地が良好な状態になっている指標とは何なのかというのを拾い直す必要があるかなと思っています。これは意見です。

あと、同じ106ページに、小柱3の防災機能に関して記述されていますが、今後、例えば崖地の崖崩れのハザードマップに載ってくるような地域とか、浸水のハザードマップに載ってくるような地域をどうするのかというのは、防災の責任に押し付けているだけではなくて、開発の段階から何か考えなければならぬだろうと思っていて、そこも野放しになっている中で、避難所が入れないとか、そういう問題が起きているのは、考え直さなければいけない場面に来ているのではないかと思います。国も県も徐々に方向転換しているんじゃないかなという感じはするんですけど、そこは今後5年間の間が、この書き方でいいのかという感じがするんですが、いかがでしょうか。

○中村会長

ちょっと耳が痛い話でしょうが、お答えいただけますか。事務局からお願いします。

村沢都市建設部次長、お願いします。

○事務局・村沢都市建設部次長兼開発建築課長

まずは、指標の件につきましては、先ほど政策の事務局の方からあったように、持ち帰りですね、いろいろな御意見を検討材料の中に入れていきたいと思っておりますので、御了承ください。

もう一つ、防災機能の話で出ているところがあると思うんですが、今回御指摘の内容の一部ではございますが、最近顕著に起きている集中豪雨の雨水対策、そういったものにつきましては、「災害や犯罪に強いまちづくり」の中の111ページ、こちらにも、現状と課題の中で中段に記載をさせていただいた中で、小柱1の方ですね、上水道、下水道等々と連携しながら進めていく内容を記載しております。また、その前のページの109ページにも、上下水道の分野ではございますが、浸水被害、豪雨が多発して浸水被害が発生しているという現状と課題を踏まえまして、小柱2で対策を講じていきたいという内容になっております。

ただ、災害は浸水であれ、崖、土砂であれ、多岐にわたるものでございまして、それを土砂に対して特化して位置付けていないというのが今現状でございまして、今後どの場面、危機管理等とも調整しながらですね、土砂の災害とか崖の関係とか、そういったところにつきましても、現状と課題の中に記載したりですとか、小柱のどの部分でうたえるのかとか、そういったことは検討はしていくべきものだと思っておりますので、持ち帰らせていただきたいと思います。

○中村会長

村沢次長、ありがとうございます。

黒川委員、今のところで何かございますか。

○黒川委員

結局、災害が起きやすい所の土地を開発していいのか売っていいのかという問題は、結構倫理的な問題が絡んでくるのだけれども、憲法上は自由だということもあるかと思えます。それがかなり私権の制限みたいなことが入ってくるわけです。そのところを、きちんと向き合わないで小出しにやっていて大丈夫なのかという問題があると思えます。朝霞は違いますが、全国的には人口減になっていく中で、世論はだんだん、災害が起きやすい所は住まないようにしようとして少しずつ動き始めていますが、朝霞はそれと向き合わなくていいのでしょうか。徐々に少しずつそういった危険ゾーンから離すということを考えなくていいのかということ意見を申し上げておきたいと思えます。

○中村会長

分かりました。黒川委員、ありがとうございました。

まことに申し訳ございませんが、時間が大分押しています。残る1章をどうしても片づけなければいけませんので、第5章「都市基盤・産業振興」については、ここで終わりとさせていただきます。

次の第6章「基本構想を推進するために」は、後期基本計画のみならず、前期基本計画をも含めた第5次朝霞市総合計画全体に関わる問題から、委員の皆様からは、かなりの御意見が出るのではないかと予想しています。時間を十分確保できないのが残念ですが、次回審議会の開催が10月に予定されていますので、その辺りも勘案して御意見を出していただければ幸いです。では、よろしく願いいたします。

小澤委員、お願いします。

○小澤委員

第6章について意見を述べさせていただきたいと思えます。行財政のところでもお話したんですけども、この今日配られた資料の施策シートの一番下ですが、どうしても「関連する個別計画」、「関連するコンセプト」、「関連するSDGsの17の目標」、「上記に関連する具体的な内容」というのが、再三田辺委員からも言われているように、指標とは全く関係なく、上には全くないけど関連していますよと、ずっと全ページにわたって何回も位置付けられています。これって、別に悪い話ではないのですが、何か違和感があると思えます。何なのこれっていうのが、これが本当に製本になって一般市民が見るときに、どういうものなのか少し分かりづらいので、これを載せる意図、どうして載せたいかということについて、答えを聴きますと、まだまだ啓蒙、啓発的な、市民一人一人にそういうのをやっていきたいぐらいにとどまっていますが、実はもうこの計画が5年で終わ

れば、これはわずか15年ですから、あと7、8年しか残らないわけです。そもそも全体が15年ですけど、その前にですね、前しょう戦があって、2001年から実はやっている話を延々とまた衣を変えてやっていたんですね。私のときなんか、8項目でやっていたのですが、そのときの方がむしろ、環境とか人権とか、3項目に絞られていて、目標は8項目しかなかったのですが、具体的により明確に世の中が見えていたんですけど、今回は16ですか、10幾つあって、169の枝が分かれていて、何かよく分からないので、わざわざどうしても引っ掛ける理由というのだけ教えていただけますか。なぜここまでこだわってやらなければいけないのか。全国自治体、恐らく1,700くらいあるのかな。市町村、自治体入れれば1,800近くになるかと思いますが、全てがこんなことを勝手に市町村が独立して国ともやって作ったときに、本当に持続可能な開発なんていうお題の中で、先ほど平井委員か誰かが実効性のあることを、もう少し具体的に書いてくれないかというのがあったと思いますが、もう少し、もう今5か年しかないんですよ。中長期で10か年計画なんて今ないですから、実質5か年は実施計画なんですよ、ある意味で。そういう点、ちょっと聴かせていただきたいと思います。

○中村会長

小澤委員、ありがとうございます。

SDGsが掲げる目標の17項目を単に紐付けしただけだとは思っていますが。

○小澤委員

書きたくなる気持ちは分かりますが。

○中村会長

永里政策企画課長、お願いします。

○事務局・永里課長

今、小澤委員からお話があったように、MDGsから始まってですね、このSDGsも民間を中心に、結構進めているところは進めてきている話だと思います。ただ、いろんな環境問題とかを始めとしてですね、やはり自治体としても世界的に、これ、別に自治体だとか民間企業だとか、団体限らず、一人一人みんなが、しかもこれからの将来世代のために資源とか、そういうものを残していくために、そのSDGsの目標に向かっていろいろな取組をやっていきたいと思いますという話ですね。市としても、小澤委員からもお話があったように、まずは、ちょっとまだこれまでこういう取組をしてきたわけではないので、啓蒙、啓発という部分をメインに考えています。

まずは、この総合計画の中柱の施策を関連付けしていきたいなど。SDGsの目標には期限がありますけれども、総合計画では中柱の施策の関連付けをします。その後で、市として何かに焦点を絞ってやっていくとなったら、それが第5次朝霞市総合計画後期基本計画の5年間に何かしら方針

を立てて、考えていかないといけないと思いますので、ここで関連付けをして、取りあえず意識付けをするということをさせていただきたいと考えています。その後、具体的に絞り込みをして、もっと具体的な幾つかの取組に限ってやっていくとかいうのは考えていきたいので、その取っ掛かりにしたいということで、今回はですね、こういう形でやらせていただいているという状況です。

○中村会長

永里課長、ありがとうございます。

小澤委員、この件に関して、何かありますか。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

私もそれは、そう小澤委員がおっしゃるのはごもっともだと思うんですけども、まずそのコンセプトに関してはね、関連するコンセプトを挙げて、実際の今回の計画の中にね、関連するコンセプトの指標を設定するしかないと思うんですよね。SDGsに関しては、かなり無理があるところがあるので、この下に書いてある「上記に関連する具体的な内容」というのが、一応一番下のところに表現として挙げているので、それを何か指標化するかどうかということなのかなと思いますけれども。

○中村会長

田辺委員、ありがとうございます。さて、どうでしょうか。

事務局、ただいまの田辺委員の御意見について、何かありますか。

神田市長公室長、お願いします。

○事務局・神田市長公室長

お二人の御意見を頂いて、それぞれよく言う、横串を指すという言葉の中でのものだなと思っておりまして、それにはやはり、こういった形で位置付けたり、見せたりですね、それは市民の皆様にもお見せしなきゃいけないし、職員も挑戦しなければいけないということで、まず見せることを講じております。

それを直ちにですね、田辺委員がおっしゃったように、指標に結び付けるというのは非常に難しいと思いますし、逆に、どんな指標が適当なのかという御指導をいただきたいぐらいなんですけど、なかなかそこは難しいところです。ましてSDGsに至ってはですね、これは全人類が向かうべき目標ということを立てておりますので、我々行政としてはですね、1個1個指標を目的としてそこに注力することはなかなか難しいので、それぞれ施策を判断していく上で決定や判断をしたり、それから検討する上では、そういった方向に舵を切っていきましょう。岐路があったときに、どちらかいい方を選んでいきましょう。環境に優しい方を選んでいきましょうというような、選択をする

ときの目標立てだと理解せざるを得ないと思っております。そういった意味で、やはりここに見せるということを前提に今回立て付けをしていきたいと思っております。

○中村会長

神田公室長、ありがとうございました。

小澤委員、田辺委員、よろしいですか。

○小澤委員

はい。ありがとうございました。事務局の言われることもよく分かりますが、重点的なテーマのところの中で、朝霞市としては11の「住み続けられるまちづくりを」というのを重点的には選んでいるわけですね。だから、もう少しこの「住み続けられるまちづくりを」、というのをもっと具体的にきちんと、例えばそれに関連する個別の計画であるマスタープランや整備基本計画等、より詳細な計画も踏まえて、この後期5か年では、こういうことまでやりたいというようなことを明記したほうがよいのではないのでしょうか。例えば県で今やっているこのSDGsに関しての重点目標というのは二つあります。「未来を創る人材への投資」というのが一つ。それから「埼玉の豊かな水と緑を守り育む」というのが一つ。この二つだけでテーマとしては、重点的に目標を立てて今取組をしているわけです。この10月くらいに多分各自治体の方々に参加してもらってやるようになると思いますが、そこに関連するようなワードというのは、全部で八つしかない。この二つの目標のために八つのキーワードを重点的にやりましようとなっているわけです。朝霞の場合は11を選んだにも関わらず、SDGs 17の目標全部を関連付けて後期基本計画に掲げているんですね。自治体で本当にやる計画というなら、もうちょっときめ細かなことを目標にして、きちっとできますよと。例え1パーセントでもいいですよ。そういうのをもう少し具体的にやる方が、むしろ分かりやすいという気がするんですが、どうなんですかね。

○中村会長

小澤委員、ありがとうございます。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

申し訳ないです。ちょっと1点、要望に関してね、今のコンセプトとかSDGsの部分、指標というふうに、指標が1本というイメージがあるけれども、統計ということで、この関連するものを統計として、それぞれ別建てで出せる状態にしていく、そのような目標を持ってほしいと思います。だから、そこは最後の章、「基本構想を推進するために」という政策企画課がやはり一番役割として重要な部分について全部統括していただいて、担当課にすると非常に面倒だったり、あとは負担が出たり、また痛いところを突かれたということもあると思うんですね。これは是非政策企画

課の一番役割を果たすこととして、よろしく願いいたします。

○中村会長

田辺委員、ありがとうございます。

神田市長公室長、お願いします。

○事務局・神田市長公室長

前回の御意見も踏まえ、それから先ほど冒頭にも申し上げたように、指標の全体的な、全部を入れ替えるというわけではなくて、必要な見直しはするべきという認識に立って今やっております。その中で、35ページからの部分、「私が暮らしつつけたいまち 朝霞」を将来像として、そのあとにコンセプトが四つございます。このページにありますように、ここでこういったものに対しての関連付けをまとめておりますので、この中で先ほどからあるように、この四つに対する市民の皆さんの反応はどうかというものをですね、何かちょっと生かせるものがないかなというところで今、議論しているところでございます。御指摘の点を踏まえて考えてまいりたいと思っております。

○中村会長

すいません。予定の時間がきてしまいましたが、全体を通して他に御意見等はございませんか。

もちろん、委員の皆様には、言い尽くせぬくらいたくさん御意見があることは承知しています。限られた時間の中で、そうした皆様方の御意見をすべて吸い上げられないのがまことに申し訳なく、残念に思っています。そこで、たいへん恐縮ですが皆様方の御意見をペーパーで、もう一回事務局の方へ出していただけると非常に有りがたいと思います。

では、どなたかございますか。

○星野委員

1点だけよろしいですか。

○中村会長

はい、星野委員、お願いします。

○星野委員

131ページ、一番最初のところで、全体の組み立てのことなんですが、6章の大柱の順番が前期では「男女平等」が最初に小柱に来ておりましたけれども、今回「人権の尊重」の方が大柱は先にきていて、その意図だけ御説明いただければと思います。以上です。

○中村会長

おおよそこういうことではないかと私は想像していますが、事務局のお考えをお聞かせください。

事務局からお願いいたします。

永里政策企画課長、おねがいします。

○事務局・永里課長

非常に理念的というか、概念的な話ですが、まずはやはり、人権の尊重というのが一番、日本憲法でもそうですが、最初に来るものであるため、ちょっと順番の整理をさせていただきました。

○星野委員

適切だと思います。ありがとうございます。

○中村会長

星野委員、ありがとうございました。

黒川委員、お願いします。

○黒川委員

143、144ページですね。市民参画ですが、少々15年代のままじゃないかなという感じがして、パブリック・コメントで打ち止めになっていて、例えば市の財政でこの10年ぐらい福祉病院が半分ぐらいになっていて、当事者の参加というのがあやふやになっていて、障害分野がほとんど踏れないまま政策変更が行われたり、そういうことが起きています。一般的な市民参画を審議会で委員を集めて、大分開かれてやるようになったし、情報公開もちゃんとやってくれるようになったけれども、社会団体とか当事者とか、そういう人たちの意見をきちんと聴くということが、本当は大事じゃないかと思っていて、その辺りをバージョンアップする必要があるんじゃないかと思います。この内容ですと、たぶん2000年代前半ぐらいの市民参加の内容ではないかという印象があるのですが、どうでしょうか。

○中村会長

黒川委員、ありがとうございます。

永里政策企画課長、お願いします。

○事務局・永里課長

我々としては、今黒川委員の方からお話があったようなところを含めて、今このような書きぶりにはなっていますが、もし今の委員の御指摘を踏まえて、もっとこういうふうに変えられたらいいという案が、もしあれば教えていただけると。それを参考に、また書きぶりを変えていきたいと思っております。

○中村会長

永里課長、ありがとうございました。

黒川委員、是非サジェスションをお願いいたします。

他に、どなたか、いかがでしょうか。

平木委員、お願いします。

○平木委員

90ページの表記の件なんですが、小柱1のところの説明の2行目のところに、「レクリエーションの場としての活用を図ります。」とあるんですが、荒川の河川敷のところに、公園の野球場とサッカー場があると思いますが、そちらは、スポーツ・レクリエーションの場としての活用ということにはならないでしょうか。

球技ができる場所というのは、なかなか少なく、貴重な場になっていくと思うので、ちょっとこの辺、入れていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○中村会長

平木委員、ありがとうございます。

これは、第5章のところですね。

○平木委員

すみません。第5章です。

○中村会長

村沢都市建設部次長、お願いします。

○事務局・村沢都市建設部次長兼開発建築課長

ただいまの御意見のとおり、あそこではボールを使ったスポーツをやっておりますので、ここの説明のところですね、ちょっと担当部署と調整したいと思います。

○平木委員

はい。

○中村会長

小林委員、お願いします。

○小林委員

ちょっと細かくて申し訳ないですけど、156ページの小柱1の中で、「総合調整機能の強化を図りながら」という文言があるんですけども、これは具体的に、どのような意味で書かれているのかというのを確認したいのと、次の158ページ、同じく小柱1ですけども、これも2行目の中に「市の魅力を市の内外へPRするため」という表記があります。これが、何のために朝霞市の魅力を市の内外にPRすることになるのかという根本的なところですが、それを教えていただきたい。その2点です。

○中村会長

小林委員、ありがとうございます。

一点は、「総合調整機能」という用語の使用法について、これは具体的に何を意味しているのかということです。

もう一点は、158ページに記載の「市の魅力」について、朝霞市のどのような魅力を、誰にたいして、何を目的として、PRするのかということだと思います。

この二点です。

永里政策企画課長、お願いします。

○事務局・永里課長

まず1点目の方だけなんですけれども、総合調整機能の部分ですけれども、今行政課題と言いますか、いろいろ巷で言われている問題で非常に分野横断的なものがありますので、そこは庁内での部署間、セクション間の縦割りといっても、そこら辺の連携を図りながらということで、総合調整機能で統一性、一体性を持って事に当たっていきたいということで、こちらに書かせていただいております。

もう1点は、ちょっと整理させていただいてよろしいですか。

○中村会長

はい、では次回までに整理をお願いします。

神田市長公室長、お願いします。

○事務局・神田市長公室長

158ページでございますが、こちらにつきましては、やはり一つには、このオリンピック・パラリンピックの機会を捉えるというのが一つあります。それからまた、当然そういう機会を通じたチャンスをとということが前提にありましたけれども、市の魅力ということをあまねく伝えることはですね、市を評価されたり、また市に住み続けたいと思っていただくきっかけになろうかということをお前提にしておりますので、そういった意味で、市のいい所をしっかりと発表したり、見せて、そういう趣旨でまとめております。

○小林委員

念のため最後に確認なんですけど、2点目の方は、要するに若い世代の人口増ですとか、今いらっしゃる住民の定住の促進ですとか、要するに人口を確保していくというための目的のPRというような意味で解釈してよろしいですか。

○事務局・神田市長公室長

そこは、人口にこだわるということではないのですが、要は、私たち住んでいる人間としても、よその人から朝霞っていいよねと思われるだけでも心地いいことだと思っています。結果として、

住みやすいと思っていただいたり、それが理由で、彩夏祭が見たいから住むという人がいれば、それはそれでいいことですが、ここを人口という切り口だけに特化しているというものではないです。

○中村会長

小林委員、よろしいですか。

「総合調整機能の強化」について、156ページの小柱1「柔軟で機能的な組織運営」の説明が、最終的に、このスペースに収まりきるかどうかは分かりませんが、もう少し文言を補えば、おそらく皆様に理解してもらえらると思うので、文章の加筆をお願いします。

それから、市の魅力発信については、神田公室長の御回答にもあったように、それは必ずしも人口に特化しているわけではないでしょう。そうとはいっても、朝霞市の持っているポテンシャルなり、魅力なりを、朝霞市民だけではなく、朝霞市外の人たちに対しても積極的に発信していくことは非常に大事なことです。朝霞市外の人たちに朝霞市が好感を持たれるということは、そのリアクションが朝霞市民には非常に心地よく感じるであろうし、そのことにより朝霞市民のアイデンティティーがさらに高まるでしょう。延いてはそれが人口の定住化に繋がり、人口増へと繋がっていくということも考えられます。魅力ある都市には、そのような好循環があります。朝霞市も是非そうあって欲しいと願っています。

まことに申し訳ございません。私の議事進行がうまくいなくて、時間をややオーバーしてしまいました。もし、どうしてもという方がいらっしゃれば御意見を頂戴しますが、そうでなければ本日の議事については、この辺りで終わりとします。次回審議会を10月に予定しているということですから、次の審議会に向けて、皆様から御要望や御意見をペーパーで出していただいて、それを踏まえて、次の第8回審議会に望みたいと思っています。

私の不手際で、全員の方から御意見を頂戴できなかったことをお詫びいたします。申し訳ございませんでした。

◎3 その他

○中村会長

その他で、事務局から、何かありましたらお願いいたします。

○事務局・松尾係長

3点事務連絡でございます。

一つ目が、お手元の資料の資料番号の7-3についてです。7-3は事後質問ということで、前回の第6回、第7回では出せなかったものであったり、序盤の方もちょっとお時間なかったですの

で、あと批評ですか。御意見を何でも構いませんので頂ければと思います。

期限がですね、2番のところに書いてありますとおり、短くて申し訳ございません、8月12日水曜日までに、事務局に質問票を御提出お願いします。1点目は以上です。

2点目なんですけれども、こちらは事前にお配りした資料で、参考資料2と右上に書いたA4、1枚ございます。内容がですね、青少年の声を聴く機会の実施についてということなんです、前回、赤い鳴子のチラシで、小・中学生の動画の話をさせていただきましたが、こちらの青少年の方は、高校生、大学生に昨年ヒヤリングしまして、その意見がどう反映されたかということを中心に解説する動画、こちらの動画をまた作りまして、ホームページに今掲載しておりますので、よろしければ御参照ください。

3点目です。3点目は、次回の会議なんですけれども、10月の中頃を予定しております。今日、それから事後質問で頂いたもの、それから指標を踏まえた結果を御審議いただく形になるかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○中村会長

松尾係長、ありがとうございました。

第1章から第6章までというのは、内容的にはかなり多岐にわたっています。これに対して専門委員である皆様方から、満遍なく、あるいはもっと突っ込んだ御意見を頂戴したいと思いつつも、限られた時間の中で皆様方の思いをうまく吸い上げることができずに、たいへん申し訳なく思っています。おそらく皆様方の中には、まだまだ言い足りない部分が多々あると思います。できるだけたくさんの御意見を事務局へ提出してくだされは幸いです。

平井委員から、会議の冒頭で、社会保障制度に関して、審議会として統一したコンセンサスを得ておかなければ、前向きな議論ができないのではないか、という御発言がございました。平井委員の御発言の趣旨は理解できますが、委員の皆様お一人お一人がもっている価値観はみな異なりますので、全員が統一した認識のうえで議論というのは、かなり難しいと思います。また、そうでなければ良い案が出てこないという御指摘についても、やや疑問が残るところです。私は、委員の皆様方の見識を信頼しておりますので、平井委員が感じておられるほど、委員間で大きな認識の隔たりはないと考えています。この点に関しても、皆様方に何か御意見等がありましたら、ペーパーで事務局へお出しください。よろしくお願ひいたします。

◎4 閉会

○中村会長

本日もまた、時間管理がうまくいなくて、会議時間を超過してしまいました。申し訳ござい

せん。本日の第7回審議会はこれをもって終了いたします。

長時間、会議にお付き合いいただきまして、本当にありがとうございました。どうぞ、お気を付けてお帰りください。